

平成十九年四月十日受領
答弁第一五二号

内閣衆質一六六第一五二号

平成十九年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出尖閣諸島への日本政府職員の上陸に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出尖閣諸島への日本政府職員の上陸に関する再質問に対する答弁書

一について

魚釣島等の賃借契約について魚釣島等の所有者と連絡を取る際等に、当該所有者の意向を確認しているところである。

二について

北小島及び南小島が含まれる。

三について

尖閣諸島をめぐる情勢を総合的に勘案し、内閣官房を中心に関係省庁間で検討を行い、平成十四年四月一日から国による魚釣島等の賃借を開始したものである。

魚釣島等の賃借契約については総務省が担当しており、一年間の賃借料は、平成十九年度においては、魚釣島、北小島及び南小島の三島で、合計二千四百五十万七千六百円である。

四について

中国が尖閣諸島の領有権に関して独自の主張を行っていること自体は認識しているが、尖閣諸島が我が

国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、中国との間で解決すべき領有権の問題はそもそも存在していないと認識している。